

組織再編を行った場合の資格審査等について

組織再編を行った場合において、当該組織再編により継承した事業者の施工実績及び工事成績等により競争入札に参加しようとする場合の取扱いについては次のとおりとなります。申請を要するものについては確認資料等の提出について事前にお問い合わせください。

- 一般競争入札における施工実績及び配置予定技術者に係る取扱いについて
原則、コリンズ上での継承登録があれば認める。(事前申請は要しない。)

- 主観的事項及び総合評価の評価項目に関する取扱いについて
原則認めない。ただし、合併と同等とみなし得る場合にあっては、認める。
事前に審査を受ける必要があるため確認資料等の提出について事前にお問い合わせください。

区分	有資格者				これから資格を得ようとする者	
	県内業者		県外業者		県内業者	県外業者
	これから再認定を受けようとする者	既に再認定を受けた者	これから再認定を受けようとする者	その他、過去に組織再編を行った経歴を有する者		
経営事項審査	再審査取扱要領により申請	/	再審査取扱要領により申請	/	定期及び随時の入札参加資格申請	定期及び随時の入札参加資格申請
主観点数の評価項目	再審査取扱要領により審査	再審査取扱要領により審査	/	/	定期及び随時の入札参加資格申請	/
総合評価の評価項目	【確認書類等の提出を要する】	【確認書類等の提出を要する】	再審査取扱要領により審査 【確認書類等の提出を要する】	<u>別紙様式</u> により申請 【確認書類等の提出を要する】	【確認書類等の提出を要する】	定期及び随時の入札参加資格申請 【確認書類等の提出を要する】
一般競争入札における施工実績及び配置予定技術者に係る事項	コリンズ上での継承登録が必要 【審査は、各入札の入札参加資格審査時にコリンズで確認する。】					

【確認書類等を提出】について

組織再編の状況を確認する資料として、合併等を反映した経審結果、コリンズ登録における継承、合併（分割・譲渡）契約書の写し等の提出を求めます。